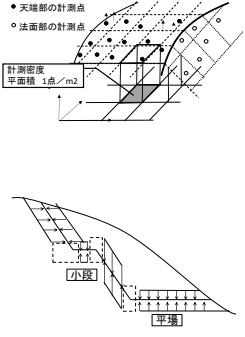
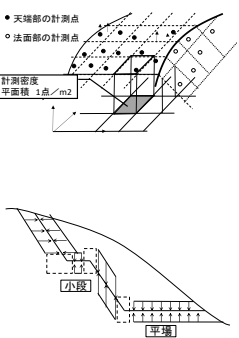
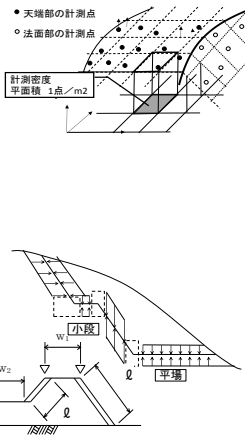
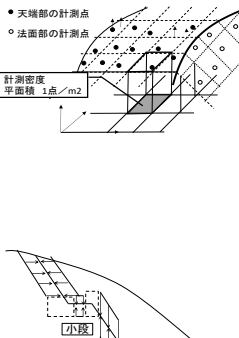


出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由									
単位: mm										単位: mm																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要				
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1-2-3-2	摘要追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160											法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			1-2-3-2	摘要追加		
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300										法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300							
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				1-2-4-2	摘要追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160											法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330											法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330						

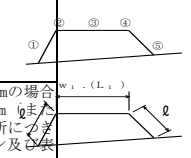
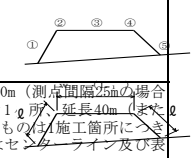
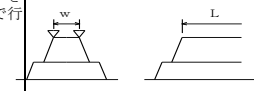
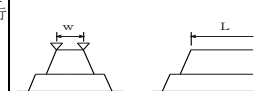
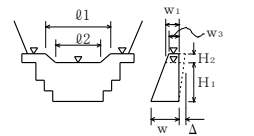
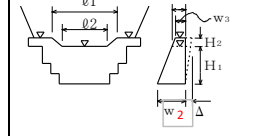
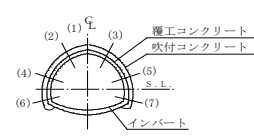
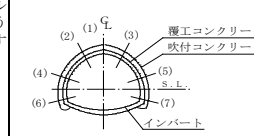
出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要				
1	共通編	2	4	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		単位: mm	1	共通編	2	4	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		単位: mm	1-2-4-3 1-2-4-4	摘要追加
						路床盛土工 (面管理の場合)			法面 (小段含む)	±80										±190									
1	共通編	3	7	4	鉄筋工	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1	共通編	3	7	4	鉄筋工	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	測定箇所追加						
							かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上																					
3	土木工事共通編	2	3	6	小型基礎工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	3	土木工事共通編	2	3	6	小型基礎工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	誤字							
						基礎	幅 w (D)	-30									基礎1基毎	高さ h	-30				根入れ長	設計値以上					
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点	3-2-3-24	3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点	3-2-3-24	測定箇所の変更					
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3	表面の凹凸	3									表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	橋軸方向各点 誤差の相対差	3	表面の凹凸			3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点																				
							歯咬み合い部の縦方向 間隔W <sub>1</sub>	±2																					
							歯咬み合い部の横方向 間隔W <sub>2</sub>	±5																					
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2																					

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	誤植
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽ 連壁の長さℓ 変位d 壁体長L	±50 -50 D/4以内 -200	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D:杭径	3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽ 連壁の長さℓ 変位d 壁体長L	±50 -50 D/4以内 -200	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	文字の場所
3	2	12	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅w長さL直径D 厚さt 相対誤差	w, L, D ≤ 500: 0~+5 500 < w, L, D ≤ 1,500mm: 0~+1% 1,500 < w, L, D: 0~+15% t ≤ 20mm: ±0.5 20 < t ≤ 160: ±2.5% 160 < t: ±4 w, L, D ≤ 1,000mm: 1 1,000mm < w, L, D: (w, L, D)/1,000	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	3	2	12	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅w長さL直径D 厚さt 相対誤差	w, L, D ≤ 500: 0~+5 500 < w, L, D ≤ 1,500mm: 0~+1% 1,500 < w, L, D: 0~+15% t ≤ 20mm: ±0.5 20 < t ≤ 160: ±2.5% 160 < t: ±4 w, L, D ≤ 1,000mm: 1 1,000mm < w, L, D: (w, L, D)/1,000	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	改行
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フランジ幅w(m) 腹板高h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) ... 2.0 < w	主桁、主構各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フランジ幅w(m) 腹板高h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) ... 2.0 < w	主桁、主構各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3	改行を削除
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w(m) 仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1(mm) フィンガーの食い違いδ2(mm)	0~+30 設計値 ±4 ±2	製品全数を測定。 両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5	3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w(m) 仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1(mm) フィンガーの食い違いδ2(mm)	0~+30 設計値 ±4 ±2	製品全数を測定。 両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5	スペース削除
7	1	9	3		波返工	基準高▽ 幅w1, w2 高さh < 3m h1, h2, h3 高さh ≥ 3m h1, h2, h3 延長L	±50 -30 -50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	7	1	9	3		波返工	基準高▽ 幅w1, w2 高さh < 3m h1, h2, h3 高さh ≥ 3m h1, h2, h3 延長L	±50 -30 -50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	規格値の表記を修正

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	5	突堤本 体工	2		捨石工	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ 異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ 法長 $\ell$ 天端幅 $w_1$ 天端延長 $L_1$	±500 ±300 -100 -100 -200	施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。 	7-2-5-2	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	5	突堤本 体工	2		捨石工	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ 異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ 法長 $\ell$ 天端幅 $w_1$ 天端延長 $L_1$	±500 ±300 -100 -100 -200	施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。 	7-2-5-2	スペース削除
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	5	突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積)ブ ロック規格 26t未満 (層積)ブ ロック規格 26t以上 (乱積) 天端幅 $w$ 天端延長 $L$	±300 ±500 ±ブロックの高さの1/2 -ブロックの高さの1/2 -ブロックの高さの1/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(また は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所、延長はセンターライン及び 表裏法層。 	7-2-5-5	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	5	突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積)ブ ロック規格 26t未満 (層積)ブ ロック規格 26t以上 (乱積) 天端幅 $w$ 天端延長 $L$	±300 ±500 ±ブロックの高さの1/2 -ブロックの高さの1/2 -ブロックの高さの1/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(また は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所、延長はセンターラインで行 う。 	7-2-5-5	スペース削除
8	砂防 編	1	砂防堰 堤	9	鋼製堰 堤本 体工	5	1	鋼製堰堤本 体工 (不透過型)	堤高 $\nabla$ 長さ $\ell_1, \ell_2$ 幅 $w_1, w_3$ 下流側倒れ $\Delta$ 袖高 $\nabla$ 幅 $w_2$ 下流側倒れ $\Delta$	±50 ±100 ±50 ±0.02H <sub>1</sub> ±50 ±50 ±0.02H <sub>2</sub>	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。 	8-1-9-5	8	砂防 編	1	砂防堰 堤	9	鋼製堰 堤本 体工	5	1	鋼製堰堤本 体工 (不透過型)	堤高 $\nabla$ 長さ $\ell_1, \ell_2$ 幅 $w_1, w_3$ 下流側倒れ $\Delta$ 袖高 $\nabla$ 幅 $w_2$ 下流側倒れ $\Delta$	±50 ±100 ±50 ±0.02H <sub>1</sub> ±50 ±50 ±0.02H <sub>2</sub>	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。 	8-1-9-5	測定箇所 脱字
10	道 路 編	6	トン ネル (N A T M)	4	支保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。た だし、良好な岩盤で施 工端部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹付け 厚の1/3以上を確保す るものとする。 施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測 孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準(構造編)」にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。 	10-6-4-3	10	道 路 編	6	トン ネル (N A T M)	4	支保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。た だし、良好な岩盤で施 工端部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹付け 厚の1/3以上を確保す るものとする。 施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測 孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準(構造編)」にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。 	10-6-4-3	脱字		

現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)										改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	2020制定規格の追加	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	2020制定規格の追加	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P197	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P197	誤植	
										1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		新規追加	
										1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		新規追加	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭組(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ1m以上)、面取工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭組(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ1m以上)、面取工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m、40mmの場合は165kg/mを基本とする。		「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の		○		「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	セミコンローコン	



現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)								改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。		〔2018年制定〕コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については自地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。		〔2018年制定〕コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	1回/月以上(塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	1回/月以上(塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○		訂正
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		2020制定規格の追加
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材)	○		2020制定規格の追加
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250~251	14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250~251	JIS A 5008の箇所の追加
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250~251	14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250~251	JIS A 5008の箇所の追加
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		舗装施工便覧 平成18年2月 P110, 263	14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いロープを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		舗装施工便覧 平成18年2月 P110, 263	
15 転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率: 10%以下 コンステンション(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50t未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	〔2017年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P95, P202 〔2014年制定〕舗装標準示方書 コンクリート舗装編 P213, 214, 262	15 転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンステンション(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50t未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	〔2017年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P95, P202 〔2014年制定〕舗装標準示方書 コンクリート舗装編 P213, 214, 262	

現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)								改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由
16	グーラスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251	16	グーラスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251	JIS A 5008の箇所の み加筆
16	グーラスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251	16	グーラスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251	JIS A 5008の箇所の み加筆
22	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	22	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	2020制定規格の追加
22	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 粗骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	22	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 粗骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	2020制定規格の追加
22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P310 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P69	22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P310 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P69	脱字「JSCE F」→「JSCE-F」
23	現場吹付法特工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	23	現場吹付法特工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	2020制定規格の追加

現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)									改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
23	現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 粗骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、 フェロニッケルスラグ細骨材、鋼 スラグ細骨材の規格値については 摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び 産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石 及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用ス ラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨 材) JIS A 5011-2 (コンクリート用ス ラグ骨材-第2部:フェロニッケル スラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用ス ラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用ス ラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラ グ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生 骨材)	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200  [2013年制定]コンクリート 標準示方書 ダムコン クリート編 P47, 48	23	現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 粗骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、 フェロニッケルスラグ細骨材、鋼 スラグ細骨材の規格値については 摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び 産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石 及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用ス ラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨 材) JIS A 5011-2 (コンクリート用ス ラグ骨材-第2部:フェロニッケル スラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用ス ラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用ス ラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラ グ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用ス ラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラ グ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生 骨材)	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200  [2013年制定]コンクリート 標準示方書 ダムコン クリート編 P47, 48	2020制定規格の追加	
23	現場吹付 法枠工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F 561-2013	設計図書による	1回/6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用するのと同じ コンクリート(モルタル)を吹付 け、現場で7日間及び28日間開放後、 φ50mmのコアを切り取りキャッピング を行う。1回に6本(φ7~3本、φ28 ~3本、)とする。	1回/6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用するのと同じ コンクリート(モルタル)を吹付 け、現場で7日間及び28日間開放後、 φ50mmのコアを切り取りキャッピング を行う。1回に6本(φ7~3本、φ28 ~3本、)とする。	※参考値:18N/mm以上(材齢28 日) ・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P310	23	現場吹付 法枠工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F 561-2013	設計図書による	1回/6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用するのと同じ コンクリート(モルタル)を吹付 け、現場で7日間及び28日間開放後、 φ50mmのコアを切り取りキャッピング を行う。1回に6本(φ7~3本、φ28 ~3本、)とする。	※参考値:18N/mm以上(材齢28 日) ・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P310	脱字 「JSCE F」→「JSCE- F」
23	現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後 にまたがる場合は、午前1回コン クリート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略すること ができる。(1試験の測定回数は3回 とする)試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSCE-C 502-2018、503- 2018)または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P203	23	現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」 <b>仕様 書</b>	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後 にまたがる場合は、午前1回コン クリート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略すること ができる。(1試験の測定回数は3回 とする)試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSCE-C 502-2018、503- 2018)または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P203	訂正	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいづれ かを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)  最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256突砂 便法	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可 能な範囲の含水比において、最大 乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部:次の 密度への締固めが可能な範囲の含 水比において、最大乾燥密度の 95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上 (締固め試験(JIS A 1210) C・ D・E法)。  【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラ フィカビリティーが確保できる含 水比において、空気間率Vaが2% ≦Va≦10%または飽和度Srが85% ≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部:トラ フィカビリティーが確保できる含 水比において、空気間率Vaが2% ≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合 は、砂質土の基準を適用すること ができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割 合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工 事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回 以上。 1回の試験につき3孔を測定し、3孔の 最低値で判定を行う。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしている も、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再)転圧を行うも のとする。	道路土工-盛土工指針 平 成22年4月 P218~222	27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいづれ かを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)  最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256突砂 便法	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可 能な範囲の含水比において、最大 乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部:次の 密度への締固めが可能な範囲の含 水比において、最大乾燥密度の 95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上 (締固め試験(JIS A 1210) C・ D・E法)。  【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラ フィカビリティーが確保できる含 水比において、空気間率Vaが2% ≦Va≦10%または飽和度Srが85% ≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部:トラ フィカビリティーが確保できる含 水比において、空気間率Vaが2% ≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合 は、砂質土の基準を適用すること ができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割 合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工 事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回 以上。 1回の試験につき3孔を測定し、3孔の 最低値で判定を行う。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしている も、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再)転圧を行うも のとする。	道路土工-盛土工指針 平 成22年4月 P218~222	脱字 「トラフィカビリティー ラフィカビリティー」	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいづれ かを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締固め管理 要領(案)」	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可 能な範囲の含水比において、1管理 単位の現場乾燥密度の平均値が最 大乾燥密度の92%以上(締固め 試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の 密度への締固めが可能な範囲の含 水比において、1管理単位の現場乾 燥密度の平均値が最大乾燥密度 の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上 (締固め試験(JIS A 1210) C・ D・E法)。  【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け 部:自然含水比またはトラフィカ ビリティーが確保できる含水比に おいて、1管理単位の現場空気間 率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合 は、砂質土の基準を適用すること ができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの 施工面積を基準とする。管理単位の 面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施 工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 点の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満:5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満:10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしている も、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再)転圧を行うも のとする。	R1計器を用いた盛土の締固 め管理要領(案) 平成8年 8月	27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいづれ かを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締固め管理 要領(案)」	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可 能な範囲の含水比において、1管理 単位の現場乾燥密度の平均値が最 大乾燥密度の92%以上(締固め 試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の 密度への締固めが可能な範囲の含 水比において、1管理単位の現場乾 燥密度の平均値が最大乾燥密度 の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上 (締固め試験(JIS A 1210) C・ D・E法)。  【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け 部:自然含水比またはトラフィカ ビリティーが確保できる含水比に おいて、1管理単位の現場空気間 率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合 は、砂質土の基準を適用すること ができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの 施工面積を基準とする。管理単位の 面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施 工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 点の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満:5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満:10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしている も、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再)転圧を行うも のとする。	R1計器を用いた盛土の締固 め管理要領(案) 平成8年 8月	脱字 「トラフィカビリティー ラフィカビリティー」	
29	コン クリ ート ダム	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 吸水率: [2013年制定]コン クリート標準示方書 ダムコン クリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び 産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石 及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用ス ラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨 材) JIS A 5011-2 (コンクリート用ス ラグ骨材-第2部:フェロニッケル スラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用ス ラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用ス ラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラ グ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生 骨材)	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200  [2013年制定]コンクリート 標準示方書 ダムコン クリート編 P47, 48	29	コン クリ ート ダム	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 吸水率: [2013年制定]コン クリート標準示方書 ダムコン クリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び 産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石 及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用ス ラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨 材) JIS A 5011-2 (コンクリート用ス ラグ骨材-第2部:フェロニッケル スラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用ス ラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用ス ラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラ グ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用ス ラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラ グ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生 骨材)	[2017年制定]コンクリート 標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200  [2013年制定]コンクリート 標準示方書 ダムコン クリート編 P47, 48	2020制定規格の追加	



現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)									改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ1m以上)、面取工、橋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びびね、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ1m以上)、面取工、橋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びびね、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		訂正
29	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	レディーミクスドコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を採用してよい。	100m/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m、40mmの場合は165kg/mを基本とする。	[レディーミクスドコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)	29	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	レディーミクスドコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を採用してよい。	100m/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m、40mmの場合は165kg/mを基本とする。	[レディーミクスドコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)		セミコンローコン
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのフリージング試験	JIS A 1123	設計図書による				29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのフリージング試験	JIS A 1123	設計図書による				規格名称と整合	
30	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	30	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200		2020制定規格の追加
30	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47、P52、P199~200	30	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47、P52、P199~200		2020制定規格の追加
30	覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	レディーミクスドコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を採用してよい。	100m/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m、40mmの場合は165kg/mを基本とする。	[レディーミクスドコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)	30	覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	レディーミクスドコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を採用してよい。	100m/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m、40mmの場合は165kg/mを基本とする。	[レディーミクスドコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)		セミコンローコン
30	覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	30	覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		訂正
30	覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P364 [覆工コンクリートのテストハンマー強度の試験方法]	30	覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P364 [覆工コンクリートのテストハンマー強度の試験方法]		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加

現行(令和4年版) 品質管理基準及び規格値(案)										改定案(令和5年版) 品質管理基準及び規格値(案)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		訂正
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P306～307 トンネル標準示方書【山岳工法編】・同解説 2006 P237	31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P306～307 トンネル標準示方書【山岳工法編】・同解説 2006 P237		脱字「JSCE F」→「JSCE-F」
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34	35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34		JIS A 5008の箇所のみ加筆
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35	35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35		JIS A 5008の箇所のみ加筆